

令和3年度旭川市農業委員会第10回定例農地部会議事録

- 1 開催日 令和4年1月25日（火曜日）
- 2 開催時間 午後1時30分開会 午後1時47分閉会
- 3 開催場所 旭川市9条通9丁目 旭川市職員会館3階 6号室
- 4 出席委員 19名

1番・北原 浩美	2番・鹿野 直子	3番・柿木 和恵	4番・佐藤 慎二
5番・秦 真一	6番・外川 守	7番・湯浅 光二	8番・高倉 伸淳
9番・松木 一幸	10番・宮嶋 睦子	11番・平 克洋	12番・鷺尾 勲
13番・浅沼 博実	14番・只石 博幸	15番・一宮 敏昭	16番・清水 利秋
17番・石尾 卓也	18番・山田 孝	19番・滝川 岳雪	
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局職員 野谷事務局長 大谷副主幹 稲場主査
長根主査 荒主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 3番・柿木 和恵 4番・佐藤 慎二
- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
 - (4) 議案第4号 農地・非農地の判断について
 - (5) 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について
 - (6) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (7) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について
 - (8) 報告第3号 あっせん候補者の登録について
 - (9) 報告第4号 令和3年農地の賃借料情報の作成及び公表について

10 議事録本紙

- 議長（山田 孝） ただいまから、令和3年度旭川市農業委員会第10回定例農地部会を開会いたします。
- 本日の出席委員数は、19名全員でありますので、部会規則第8条の規定に基づき、本会は成立いたしております。
- 議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
- 3番柿木委員、4番佐藤委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願いたします。
- また、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。
-
- 議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から説明いたします。
- 事務局（大谷副主幹） 事務局。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の該当ページは1ページでございます。
- 御審議いただきますのは所有権移転が2件で、地区は全て東鷹栖地区となっております。
- 内容でございますが、番号1番は譲受人が耕作地内の国有地の払い下げを受ける案件、番号2番は譲渡人が所有する農地を譲受人へ売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。
- いずれも、議案補足資料1ページ及び2ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
- 以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、議案第1号について審議願います。
- 御意見、御質問はございませんか。
- 委員 (意見なし。)
- 議長（山田 孝） それでは、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（稲場主査） 事務局。
日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の3ページを御覧ください。
本件の転用目的は、農用地区域内農地において、砂利採取のための一時転用をするものであります。
続いて、議案補足資料3ページの位置図を御覧ください。
申請地はJR北永山駅から南東へ約2.8kmに位置します。
次に、資料4ページの場合見取図を御覧ください。
申請地には砂利採取場として、沈澱池が設置される計画です。
審査の内容につきましては、資料5ページの総括表に簡潔にまとめてあります。詳しくは、資料7ページ及び8ページの意見書のとおりとなっておりますので、合わせて御確認くださいようお願いいたします。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第2号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、議案第2号について「異議なし」と認め、許可相当の意見を付して、北海道に進達することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（長根主査） 事務局。
日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。議案の該当ページは5ページないし15ページでございます。
御審議いただく全体の件数は、所有権移転が8件、利用権設定の内、賃貸借は8件、使用貸借は1件でございます。
地区別の内訳でございますが、所有権移転が東鷹栖地区2件、永山地区2件、東旭川地区4件となっております。利用権設定の内、賃貸借は東鷹栖地区4件、西神楽地区4件、使用貸借は、西神楽地区1件となっております。
集積面積は、所有権移転が13.8ha、利用権設定の内、賃貸借は47.4ha、使用貸借は0.2ha、合計61.4haでございます。
内容でございますが、所有権移転の番号1番ないし4番、番号8番は農地

移動適正化あっせん事業による売買、番号5番ないし7番は農地保有合理化事業による北海道農業公社への売り渡しでございます。

利用権設定の内、賃貸借8件は、期間満了による再設定が3件、借主変更が3件、農地保有合理化事業による貸付が1件、稼働力不足などを理由とした新規案件が1件、使用貸借1件は、期間満了による再設定でございます。

いずれも旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、かつ、利用権設定等促進事業の要件を満たしているものと判断されることから、議案の内容に基づき、農用地利用集積計画案を策定いたしました。

なお、議案に記載される面積ですが、所有権移転や利用権設定においては、御審議いただく対象の面積を記載しておりますが、この後報告があります、農地法第18条の規定に基づく合意解約におきましては、契約した当時の面積を記載しておりますので、登記面積の修正や内地番の見直しなどにより、面積が異なる場合がありますことを御承知おきください。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第3号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、発言がありませんので、議案第3号について「異議なし」と認め、計画を決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きますので、日程第4議案第4号「農地・非農地の判断について」を上程いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（稲場 主査） 事務局。
日程第4議案第4号「農地・非農地の判断について」を御説明いたします。
議案の該当ページは17ページでございます。

今年度、農地利用状況調査において農地の現況調査を行い、今後、農業上の利用の増進を図ることが見込まれないものについて、農林水産省が制定した「農地法の運用について」の第4に基づき、農地部会の議決により、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断を行うものです。

御審議いただく土地は、西神楽地区1件、江神地区1件の計2件で、合計面積は約0.8haとなっております。

当該農地につきましては、利用状況調査時に、今後農業上の利用の増進を図ることが見込まれないとの判断でしたが、前回利用意向調査実施時から、複数年経過していたため、改めて利用意向調査を実施し、所有者等に耕作意思がない旨を確認したものであります。

なお、表の中ほどにあります、荒廃農地調査分類ですが、再生利用が可能

な荒廃農地についてはA分類,再生利用が困難と見込まれる荒廃農地についてはB分類となります。

農地に該当しない旨の判断をした場合は,土地所有者,北海道,旭川市,法務局等への関係機関に対してその旨を通知するとともに,農地台帳の整理等を行うこととなります。

以上でございます。

○議長(山田 孝) それでは,議案第4号について審議願います。
御意見,御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長(山田 孝) それでは,議案第4号について「異議なし」と認め,議案のとおり非農地とすることに決定をいたします。

○議長(山田 孝) 続きます,日程第5議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を上程いたします。事務局から説明いたします。

○事務局(長根主査) 事務局。
日程第5議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を御説明いたします。議案の該当ページは19ページでございます。

本件は農地中間管理事業により設定された利用権を再配分する案件です。
今回御審議いただく案件の農地につきましては,平成28年3月1日に農地中間管理事業により利用権が設定されておりますが,現在の借受人が経営移譲することに伴い,借受予定者である後継者に借主変更するため利用権を配分しようとするものであります。

賃借権設定期間の始期は,北海道知事の認可予定告示日である令和4年3月15日となっております。

以上でございます。

○議長(山田 孝) それでは,議案第5号について審議願います。
御意見,御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長(山田 孝) それでは,議案第5号について「異議なし」と認め,農用地利用配分計画案は適正であると決定をいたします。

○議長（山田 孝） 引き続き、報告案件について進めてまいります。
日程第6報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ですが、これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので御報告いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（稲場 主査） 事務局。
日程第6報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。議案の該当ページは21ページないし26ページでございます。
本件につきましては合計8件の届出があり、地区ごとの内訳としましては、東鷹栖地区で3件、江神地区で1件、西神楽地区で2件、東旭川地区で2件となっております。
届出の内訳としましては、相続による所有権の取得が7件、遺産分割による所有権の取得が1件でございます。
なお、番号4番の遺産分割による取得につきましては、5人の共有状態であった農地の所有権を、共有者の1人に全て集約したものであります。
これらにつきましては、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第1号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に日程第7報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（荒 主任） 事務局。
日程第7報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。
議案の該当ページは27ページないし32ページでございます。
本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東鷹栖地区で4件、永山地区で3件、西神楽地区で1件、東旭川地区で5件ございました。
なお、番号9ないし11番の解約成立から土地の引渡しまでに期間を要した理由につきましては、北海道農業公社の買入協議に時間を要したことによ

るものであります。

これらにつきまして、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき、農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） 報告第2号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に日程第8報告第3号「あっせん候補者の登録について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので御報告いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（長根主査） 事務局。

日程第8報告第3号「あっせん候補者の登録について」を御説明いたします。議案の33ページを御覧ください。

本件につきましては、西神楽地区で1件の申出があり、議案にあります名簿登録年月日の日付で登録を行いました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき、農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第3号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に日程第9報告第4号「令和3年農地の賃借料情報の作成及び公表について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（大谷副主幹） 事務局。

日程第9報告第4号「令和3年農地の賃借料情報の作成及び公表について」を御説明いたします。

議案の35ページ及び議案補足資料の9ページを御覧ください。

農地法第52条及び旭川市農業委員会農地の賃借料情報提供実施要領の規定に基づき、令和3年1月1日から令和3年12月31日までに締結された賃貸借契約を集約し、市内5地区を8区域に分けた田及び市内全域の畑の1年間の平均額、最高額、最低額を議案35ページのとおり算出いたしました。

算出した結果は、本年1月5日に議案補足資料9ページのとおり、インターネットで公表したほか、今後、賃貸借契約が行われる際に参考として周知を図っていくこととしております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第4号を終わります。

○議長（山田 孝） 以上で、本日の提出案件審議は全て終了いたしました。

これもちまして、令和3年度旭川市農業委員会第10回定例農地部会を閉会いたします。